

伊豆市広告掲載基準

制定 平成 19 年 12 月 20 日(市長決裁)

第 1 趣旨

この基準は、伊豆市ホームページのバナー広告掲載要領（平成 19 年 12 月 20 日決裁）
第 4 条第 3 項第 4 号の規定に基づき伊豆市広告掲載基準について定めるものとする。

第 2 広告全般に関する基本的な考え方

市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、
広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

第 3 広告媒体ごとの個別基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の種類に応じて、広告内容及びデザイン等に
関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

第 4 規制業種又は事業者

次に掲げる業種の広告は、掲載しないものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第
2 条各項に規定する営業又はこれに類するもの

イ 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和 57 年法律第 65 号)第 2
条第 1 項に規定する先物取引に関するもの

ウ 法律の定めのない医療類似行為に関するもの

エ その他市長が市の広告媒体に使うことが不相当と認める業種

次に掲げる事業者の広告は、掲載しないものとする。

ア 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2
号の暴力団、これに類する組織に属する団体又はそれらに関係すると認められるもの

ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 号の再生手続を開始している事業者

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する更正手続を開始して
いる事業者

オ 法令等に違反している事業者

カ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

キ その他市長が市のホームページに広告を掲載することを不相当と認める事業者

第 5 掲載内容の制限

広告の内容に次に掲げるものが表示されている場合は、広告媒体に掲載しないものとする。

一般的に適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉き損等のおそれがあるもの

イ 法令等で禁止されている商品(サービスを含む。以下この号及び次号において同じ。)、法令等の許可等を受けていない商品又はその他記載することが不適切と認められる商品

ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの

エ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

オ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

カ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるもの又は不安を与えるおそれのあるもの

キ 市の事業の円滑な遂行に支障があると認められるもの

消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現を用いているもの

イ 射幸心を著しくあおる表現を用いているもの

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等で認められていない業種

オ 法令等で禁止されている商品、許可等を受けていない商品又はその他掲載する事が不適当と認められる商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るもの

キ 掲載内容に関する責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ その事実がないのに、国、地方公共団体及びその他公共の機関が広告主又はその商品やサービスを推奨、保証、指定等をしている表現を用いたもの

青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等、広告内容に無関係の表現又は必然性のない表現を用いたもの

イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するおそれがある表現を用いたもの

ウ 善良の風俗に反するおそれがある表現を用いたもの

エ 射幸心を著しくあおる表現を用いているもの

オ 青少年の身体及び精神の健全な発達に有害と認められる表現を用いたもの

その他市のホームページの円滑な運営に支障を及ぼすおそれのあるもの

第6 広告表示内容に関する個別の基準

掲載する広告の表示内容については、次の事項に留意するものとする。

1 人材募集広告

ア 売春等の勧誘やあつ旋の疑いがあるものは、掲載しない。

- イ 商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としている疑いがあるものは、掲載しない。
- 2 語学教室等
 - 安易さや授業料、受講料等の安価さを強調する表現を用いたものは、掲載しない。
- 3 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)
 - ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。
 - イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものは掲載しない。
- 4 外国大学の日本校
 - 当該大学は、日本の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める大学でない主旨を明確に表示すること。
- 5 資格講座
 - ア 国家資格でない資格講座については、その旨を明記すること。
 - イ 講座の受講だけで国家資格の取得可能を誤認される紛らわしい表現を用いたものは掲載しない。
 - ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としている疑いがあるものは、掲載しない。
 - エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認されるおそれのある表現を用いたものは、掲載しない。
- 6 病院、診療所、助産所
 - ア 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 6 条の 5 又は第 6 条の 7 の規定を遵守すること。
 - イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
 - ウ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に表現してはならない。
- 7 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等)
 - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 7 条又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)第 24 条の規定を遵守すること。
- 8 飼育動物の診療施設
 - 獣医療法(平成 4 年法律第 46 号)第 17 条の規定を遵守すること。
- 9 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)
 - 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 66 条から第 68 条の規定を遵守し、医薬品等適正広告規準(昭和 55 年 10 月 9 日薬発 1339 号厚生省薬務局長通知)を満たしていること。
- 10 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- ア 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 32 条の 2 又は食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 19 条及び第 20 条の規定を遵守すること。
 - イ 医薬品と誤認するおそれのある効能、成分、用法、容量などの表示のあるものは、掲載しない。
- 11 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定するサービスその他高齢者福祉サービスサービス全般(老人保健施設を除く。)
- 次に定めるところによる。
- ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - イ 広告掲載主体に関する表示は、個人又は法人(法人にあっては、代表者名を含む)、住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)、連絡先、担当者名等に限る。
 - ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示を用いたものは、掲載しない。
- 有料老人ホーム
- に規定するもののほか、次に定めるところによる。
- ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(平成 14 年 7 月 18 日老発 0718003 号)に規定する事項を遵守すること。
 - イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号)に抵触しないこと。
- 有料老人ホーム等の紹介業
- ア 広告掲載主体に関する表示は、個人又は法人(法人にあっては、代表者名を含む)、住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)、連絡先、担当者名等に限る。
 - イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示は、掲載しない。
- 12 不動産事業
- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
 - イ 不動産売買や賃貸等物件に係る広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。
 - ウ 公正取引委員会が告示する「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
 - エ 契約を急がせる表示は、掲載しない。
- 13 弁護士、税理士、公認会計士等
- 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

- 14 旅行業
旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 12 条の 7 及び第 12 条の 8 を遵守すること。
- 15 通信販売業
 - ア 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 11 条及び第 12 条を遵守すること。
 - イ 返品等に関する規定を明確に掲載すること。
- 16 雑誌、週刊誌、映画、興行等
適正な品位を保った広告であること。
- 17 結婚相談所、交際紹介業
 - ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記すること。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 18 調査会社、探偵事務所等
掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 19 労働組合その他これに類する組織で、一定の社会的立場と主張を持った組織
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 出版物の広告で、主張を展開するもの又は他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは、掲載しない。
- 20 募金等
 - ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
 - イ 主旨を明確に表示すること。
 - ウ 上記以外の募金活動については、事例ごとに判断する。
- 21 質屋、チケット等再販売業
 - ア 個々の相場、金額等の表示はしないこと。
 - イ 有利さを誤認させるおそれのある表示は、掲載しない。
- 22 トランクルーム及び貸し収納業者
 - ア 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であること。
 - イ 貸し収納業者は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は、使用しない。また、倉庫業法(昭和 31 年法律第 121 号)に基づく「トランクルーム」ではないことを明確に表示すること。
- 23 ダイヤルサービス
「ダイヤルQ2」その他のダイヤルサービスは、内容を確認の上個別に判断する。
- 24 宝石の販売
虚偽の表現に注意すること。(必要に応じ、公正取引委員会に確認する。)

25 アルコール飲料

- ア 各酒類の表示等に関する公正競争規約を遵守すること。
- イ 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
- ウ 飲酒運転禁止の文言を明確に表示すること。

26 古物商・リサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 7 条の規定を満たしていない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

27 墓地等

市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

28 その他表示については、次に掲げる事項に注意する。

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合は、対象となる価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)

ウ 無料で参加、体験等ができるもの

費用がかかる場合があるときは、その旨を明示すること。

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確と思われる広告

広告主が法人格を有する場合は、法人名、広告主の所在地及び連絡先を明示すること。この場合、連絡先については固定電話とし携帯電話、PHS のみは認めない。広告主が法人格を有しない団体の場合は、代表者名を明記すること。

オ 肖像権、著作権等

無断使用がないこと。

附 則

この基準は、平成 20 年 1 月 17 日から施行する。